

令和6年8月6日

◎三石委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(13時開会)

◎三石委員長 本日の委員会は、「出先機関等の調査事項の取りまとめについて」であります。

お諮りいたします。

日程については、日程案によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議ないものと認めます。

なお、取りまとめの項目につきましては、出先機関の調査をした中で、課題と思われる事項を選定いたしました。

また、出先機関調査の際、安芸市から受けた陳情については、執行部からの措置状況等の説明と質疑したことを受けて、総務委員会から安芸市へ通知することとしております。

本日の委員会の審査の方法は、取りまとめ項目につきまして、執行部から措置状況等を説明していただき、それに基づいて質疑を行うようにしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

《警察本部》

◎三石委員長 それでは、警察本部について行います。

まず、南海トラフ地震対策について、本部長の説明を求めます。

◎高清水警察本部長 それでは、資料に沿って順次御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。まず、1 災害対処能力の向上について御説明します。

1 点目は、災害警備訓練の反復継続についてです。1 つ目は実践的災害警備訓練についてです。災害警備実施の主軸となる広域緊急援助隊を中心に、埋没車両や倒壊家屋から被災者を救出する訓練に取り組むなど、救出救助技能の向上に努めています。また、消防、自衛隊、海上保安庁など応急救助機関と連携し、様々な事態を想定した合同訓練等を行い、対処能力の向上と連携強化に努めています。

2 つ目は持続的災害警備訓練についてです。発災直後における災害警備活動は、警察署に勤務する警察官の迅速、的確な活動がその成否を分けます。そこで、第一線の警察署に勤務する警察官の救出救助技能や装備資機材取扱技能を個別に把握した上で、一人一人の能力に応じて必要な機能を身につけさせる訓練に取り組んでおり、一定の成果が見られているところです。

2 点目は、警察施設の災害対応機能の強化についてです。1 つ目は被害が想定される警察施設についてです。県内には、警察署、警察庁舎、交番、警備派出所、駐在所が合わせて122施設ありますが、このうち48施設が津波浸水区域に立地しており、4 施設が旧耐震基

準のままで耐震補強工事がなされておらず、震度6以上の地震で倒壊、崩壊の可能性がある施設となっております。県警察では、それぞれの立地状況や建築年数を勘案しつつ、移転に関する地元住民の意見や要望等を踏まえ、財政当局とも協議しながら、移転や建て替えを進めていくこととしています。

2つ目は代替施設及び自家発電装置についてです。県内の10警察署が近隣の堅牢な施設を代替施設として指定し、警察署が倒壊または浸水等により使用不可能となった場合には、代替施設において警察業務を継続する方針としております。また、10警察署が72時間以上稼働可能な自家発電装置を整備し、未整備の室戸、宿毛署は新築移転に併せて整備予定となっております。加えて、警察や駐在所が被災した場合に警察業務を継続するための臨時的な活動拠点として活用するため、フレーム式シェルターを計画的に整備しております。

3点目は、災害警備用装備資機材の整備・充実についてです。1つ目は装備資機材についてです。災害用装備資機材の整備については、先ほど説明しましたフレーム式シェルターを含め計画的に推進しているほか、高知県内においては長期浸水による被害が想定されていることから、その対策として、県下にボート87艇を配備するとともに、小型船舶免許の取得や操船技術の向上を推進しています。

2つ目は備蓄食料・飲料水等についてです。県警察では、警察職員及び被留置施設定員分の備蓄食料や飲料水を3日分を配備し、非常用トイレパックも1週間分配備しています。このうち、備蓄食料、飲料水については、食品ロスの削減に配慮しながら、計画的に減耗更新を行っています。

3つ目は燃料関係についてです。車両用燃料の備蓄として、機動隊の給油施設にレギュラーガソリン1万4,000リットル、軽油6,000リットル分の備蓄が可能な燃料タンクを整備し、平時は機動隊や南国警察署の車両が給油に使用しております。給油施設には、災害の発生に備え、レギュラーガソリン6,000リットル、軽油3,000リットル以上を常時備蓄するようにしております。また、各警察署は管内の自動車学校との間で大規模災害発生時における石油類燃料の供給に関する協定を締結し、同協定に基づき、警察車両が燃料の供給を受けることが可能となっております。

続いて、2地域防災力の向上について御説明します。

1点目は、自治体や自主防災組織等との共同訓練についてです。県警察では、地域防災力の向上を図るため、各自治体や消防、自主防災組織と共同の避難訓練や避難所設営訓練を実施するとともに、応急手当方法や簡易担架のつくり方など災害発生時に役立つ情報を提供する活動に取り組んでおります。

2点目は、広報啓発活動についてです。高齢者交通安全教室や生活安全教室に警察が向き、南海トラフ地震の発生に備えた平素の準備や地震発生時に取るべき行動などについて理解を促進する防災講話に取り組むとともに、ミニ広報紙や自治体広報紙、県警ホーム

ページや民放ラジオ、地元ケーブルテレビなど様々な広報媒体を活用し、自助と共助の推進を図る啓発活動を実施しております。

以上、南海トラフ地震対策について御説明しました。

本県の最重要課題の一つである南海トラフ地震対策について、県警察としましては、県民を守るという役割をしっかりと果たすべく、引き続き、施設や資機材の整備、関係機関との連携強化、各種訓練や広報啓発活動などに取り組んでまいります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 南海トラフ地震対策と言えば、やっぱり能登の地震の教訓をどうやって生かしていくかということで、今までの準備から見直さないといけない点もあると思うんです。一例として、この給油もマックスで1万4,000リットルと6,000リットルで、6,000リットルと3,000リットルということなんですけど、今回の道路の寸断とかで、こういう備蓄なんかもちよっと見直すとかしたほうがいいんじゃないかなと思います。これはローリングで通常でも使えるので、備蓄は多くしてもいいと思うんですけど、そういう能登半島地震を受けて見直した点とかがあれば教えてください。

◎高清水警察本部長 確かに能登半島の地震は、両岬を持つ本県としては非常に教訓になることをたくさん含んでおると思います。燃料等の備蓄に関しましても、既存の機動隊のタンクに貯蔵することになってはいますが、先ほど御説明しましたように、各警察において管内の自動車教習所等とも連携して、そういったところの燃料も供給していただくようにしております。これは、どのぐらいの日数が道路啓開等に必要か等にもよりますので、そういったことも含めてきちんと検証をしながら、必要な燃料等を確保するようにこれからも進めてまいります。

◎大石委員 今回、出先機関でいろいろ調査させていただいて、特に奈半利駐在所は実際に拝見させていただいて、なかなか厳しい状況だなというのを改めて痛感したところでございます。ぜひ財政当局とも調整しながら早期に対応していただきたいと思っておりますし、災害のときの即応体制という意味では、奈半利のみならず、佐賀あるいは土佐清水、そして室戸といったところもやっぱり不安があるように思いました。

通常のいわゆる住居、警察官の皆さんが生活される空間と、災害時の即応体制は非常に密接に関わりがあると思います。そういった中で、室戸署に行ったときも、一部の宿舎は現庁舎の近隣に残るということで、新庁舎ができた後も、山をよじ登って合流しないといけないとか、その山もどういった状況にあるのか分からない。また、数時間もかけて崖を登って行って合流することは本当に現実的なのかどうか。やはりもっと全体的に考えていただかないと、この即応体制を組むというのはできないんじゃないかと思っております。土佐清水とか佐賀においては、ほとんど住宅もないとかの中で、今後、民間の住宅を活用するとかも踏まえて、とにかく早期に警察官の皆さんが安全に24時間生活ができて、かつ、

災害発生時にすぐ合流できる体制を整えていただきたいと思いますけれども、その辺りについて本部長の御見解をお伺いしたいと思います。

◎**高清水警察本部長** 私ども警察本部を含む警察職員は、我々が無事でなければ県民の方を助けることができないというのがございます。身を挺しているんな事案に対応するというのは当然我々の仕事なんです、特に災害の警備、救出救助活動においては、警察官、警察職員が無事でなければ、県民の皆さん方を助けることができませんので、そういった意味で今のご意見は非常にありがたく頂戴いたします。なかなか思うとおりに庁舎の整備あるいは宿舍の整備は進まないところもございますけれども、県の財政当局も十分理解はしてもらっておりまして、少しでも早くつくるように考えております。また、将来的には、新しく建物をつくるというよりも、委員御指摘の民間の宿舍の活用等も考慮に入れなければいけないと考えておりますので、これにつきましても、しっかりと県の財政当局等と話を進めて、前に進めていきたいと考えております。

◎**大石委員** 警察職員の皆さんにも御家族もおられますし、本当に安心して対応が取れるような体制を早期に整備していただきますように、またお願いをしておきたいと思います。

◎**上田副委員長** 監査のときにも指摘させていただきましたけど、今回の能登半島地震のときに、石川県の半島の先にL C A Cが重機とか支援物資を陸揚げしたんです。L C A Cの乗り入れの条件の中に、瓦礫の問題とか遺体の問題だとか、収容しないといけないとかいろいろあって、そうでないと乗り入れができないということです。それをどうするかのところ、以前指摘させてもらったエアボートの導入が必要じゃないかという話をされていたんですけども、L C A Cが乗り入れする条件を満たすための準備というか、どういう対策を考えられていますか。石川県は外海なので瓦礫とかは流れていったんですけど、高知県の場合、高知市、須崎市、宿毛湾では全部残る可能性が出てきます。その辺の対応はどう考えられていますか。

◎**北村警備部長** 石川県でございましたように、孤立することはもう避けられないと思います。今やっているのが持続的災害警備訓練と申しまして、先ほど本部長が説明したとおり、そこにいる管内の警察官が住民を救わなければならないので、災害対処能力を向上させるということで、現在は8項目について基本的な能力を管理しながら上げておるところでございます。令和4年4月からやっており、習得率は昨年で78%になりました。42ポイント上昇しております。このまま100%目指して頑張っていきたいと考えております。

◎**三石委員長** 質疑を終わります。

次に、特殊詐欺対策について説明を求めます。

◎**高清水警察本部長** 続きまして、取りまとめ項目の特殊詐欺等対策について、資料に沿って順次御説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。まず、1 特殊詐欺等被害の推移について御説明いたし

ます。本県における特殊詐欺の被害額は、平成26年の約5億6,000万円をピークに減少しており、令和2年に1億円を超える被害はありましたが、近年はおおむね5,000万円前後で推移しました。令和5年は前年より増加しており、認知件数34件で前年比プラス2件、被害額合計は約6,581万円で前年比プラス約1,993万円でした。令和5年の特徴としましては、市役所職員や銀行員をかたり、介護保険料の払い戻しをうたってATMへ誘導する手口の還付金詐欺のほか、電話料金等各種未納料金の支払い名目やパソコンウイルス除去のサポート名目で電子マネーの利用券をだましとろうとする架空料金請求詐欺の被害が多く、還付金詐欺と架空料金請求詐欺の被害が全体の約4分の3を占めております。

本年は6月末現在で、認知件数は17件で前年度比プラスマイナス0件ですが、被害額は1億3,388万円で前年同期比プラス8,867万円と、被害額が大幅に増加して推移する厳しい状況にあります。また、本年に入り、県内でもSNS型投資・ロマンス詐欺の被害が深刻な状況となっており、本年6月末現在、SNS型投資詐欺被害は認知件数20件、被害額合計3億5,578万円、SNS型ロマンス詐欺被害は認知件数16件、被害額約1億5,732万円であり、合計で36件、約5億1,310万円の被害となっております。

次に、2特殊詐欺等被害抑止対策について説明します。資料の4ページを御覧ください。特殊詐欺等被害抑止対策につきましては、だまされないための対策と、だまされても被害金を取られないための対策を両輪に被害抑止対策を推進しています。なお、SNS型投資・ロマンス詐欺は特殊詐欺と分類が異なるものの、具体的な抑止対策においては特殊詐欺と共通する面があることから、特殊詐欺対策と一体的に対策を推進しております。

(1) のだまされないための対策について御説明いたします。

まず、アの広報啓発活動の推進についてです。広報啓発活動では、県警ホームページ「このうちのまもり」、県警公式X、ヤフージャパンの防犯情報のほか、ラジオ等の各種広報媒体を活用し、特殊詐欺の被害状況、手口等に関する情報発信や注意喚起を実施しております。昨年は、高知県安全安心まちづくり推進会議主催の啓発イベントの安全安心まちづくり広場に県出身のアイドル立仙百佳さんにお越しいただいたほか、エフエム高知でも被害防止の呼びかけを行っていただきました。また、県内各地の地域安全協会・協議会のほか、関係機関、団体と連携し、特殊詐欺被害防止教室、街頭における啓発イベント等を開催しております。毎月30日は、特殊詐欺被害ゼロの日と設定し、県内各地区で広報啓発活動に取り組んでおります。外部との接触機会が少ない高齢者の対策としましては、地域警察官による高齢者宅の巡回連絡による注意喚起を実施しております。

次に、イの高齢者宅設置の固定電話対策等についてです。令和5年の特殊詐欺被害のうち17件である5割が、各家庭に設置の固定電話に犯人から架電されていることを踏まえ、県警察公式Xを介した情報発信のほか、自治組織、老人クラブ等高齢者が参加している場所における講話や、学生ボランティアと協働した啓発活動等を通じて、NTTが行う70歳

以上のナンバー・ディスプレイ、ナンバー・リクエストの工事費用無償化といった施策を周知する固定電話対策を実施しております。さらに、全国的に国際電話番号からの架電がなされている実情を踏まえ、必要のない方に対しましては、国際電話不取扱受付センターを教示し、申込みの促進をしています。

ウの押収名簿を利用した注意喚起についてです。特殊詐欺等の捜査の過程で入手した名簿の登載者は、犯人側に個人情報把握され特殊詐欺等のターゲットになりやすいことから、警察官が名簿登載者宅を戸別訪問して、特殊詐欺等の手口の周知や予防対策を教示するなどして注意喚起を行っております。

次に、(2)「だまされても被害金を取られないため」の対策について御説明いたします。

1点目は、金融機関との連携による被害の防止対策についてです。金融機関窓口及びATMを利用した詐欺被害を防止するため、県内金融機関に対して、定期預金の解約、複数回の高額振込や、携帯電話で通話しながらATMを操作するといった、被害の疑いがある来店客への声かけや、警察官の臨場要請を依頼するとともに、ATM設置場所に音声アナウンス機能つき啓発用看板を設置して注意喚起を行うなど、被害防止に向けた取組を推進しております。なお、令和5年中は、金融機関窓口における声かけにより、15件、総額約1,110万円の被害を阻止しました。

資料の5ページを御覧ください。2点目は、コンビニエンスストアとの連携による被害の防止対策についてです。急増する電子マネーを悪用した詐欺被害を防止するため、声かけチェックシートやコンビニ引継ぎシールを作成して、県内コンビニエンスストアに配布し、各店舗従業員に詐欺被害防止について意識していただき、高額または多数枚の電子マネー購入者等への積極的な声かけを行っていただいております。また、コンビニエンスストアとの共同訓練を行い、特殊詐欺被害が疑われる来客店への対応要領を確認しております。なお、令和5年中は、コンビニエンスストア従業員等による声かけにより、42件、総額約403万円の被害を阻止いたしました。

3点目は謝礼制度の運用についてです。だまされている可能性が高い方に対し、適切な声かけや説得等により特殊詐欺被害を直前で措置した方へ、謝礼として1人当たり2,000円のクオカードを交付する「高知家の絆でSTOP!特殊詐欺」謝礼制度を運用しております。本年に入り、県内ではSNS型投資・ロマンス詐欺の被害が急増したことを受け、謝礼制度の対象をSNS型投資・ロマンス詐欺にも拡大し、名称も「高知家の絆でSTOP!詐欺被害」謝礼制度に変更しています。令和5年度は30件38名、令和6年度はこれまでに8件10名に対しまして、クオカードをお渡ししております。

4点目は犯行に加担させないための対策についてです。仕事の内容を明らかにせず、著しく高額な報酬の支払いをSNS等に掲示して犯罪の実行犯を募集する、いわゆる闇パイ

トに、県民、とりわけ青少年等を加担させないため、学生を対象とした情報モラル教室を行い啓発を続けています。

次に、3の検挙対策について説明をいたします。

(1) 末端被疑者の着実な検挙及び突き上げ捜査の徹底についてです。特殊詐欺等の被害を認知した場合は、出し子や受け子等の末端被疑者の着実な検挙に向けて、被害金の出金場所となったATMや被害者方等を中心とした防犯カメラリレー捜査を迅速かつ広域的に推進し、さらに、末端被疑者の取調べや押収物の精査等による上位被疑者の検挙、組織的犯行の解明など、徹底した突き上げ捜査を推進しております。また、継続中の被害を認知した際は、被害者等の協力を得て、積極的にだまされたふり作戦を実施するほか、県内に受け子が潜伏等をしていることが予想されるような予兆電話を認知した際には、県下の警察署に手交型特殊詐欺警報を発令し、警戒体制を強化して、現場における被疑者の検挙に向けた取組も推進しております。令和5年の特殊詐欺の検挙件数は4件、検挙人員は1人となっております。

(2) の特殊詐欺等を助長する犯罪の着実な検挙についてです。犯行ツール対策と並行しまして、金融機関口座や携帯電話の譲渡しなどの特殊詐欺等を助長する犯罪の着実な検挙に向けた取締りを推進しております。令和5年の助長犯罪の検挙件数は24件、検挙人員は13人となっております。

最後に、4の今後の取組について御説明いたします。資料の6ページを御覧ください。

(1) の効果的な広報啓発活動の実施についてです。還付金詐欺等の被害は依然高齢者被害の比率が高い一方、SNSやキャッシュレス決済の普及が進む中で、これらを悪用した手口により、架空料金請求詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害は幅広い世代に及んでいます。広報啓発の在り方としましては、被害や予兆電話が頻発している手口、今後発生が予想されている手口などをタイムリーかつ継続的な情報発信により、社会全体での詐欺被害防止対策の重要性を訴える広報啓発を実施したいと考えております。また、県内企業によって作成された広報チラシの配布や、デジタルサイネージを活用した広報など、防犯CSR活動を推進していただくなど自主防犯活動の活性化も図ってまいります。

(2) の被害防止対策の継続についてです。特殊詐欺等の被害防止対策としまして、金融機関の窓口、ATMでの声かけによる未然防止事例がある一方で、今もなお、高齢者が金融機関の窓口で多額の現金を引き下ろし、さらには定期預金や保険の解約、消費者金融での借財を巧妙に進められ、金銭をだまし取られる被害が発生しております。また、コンビニなど電子マネー取扱店において高額の電子マネーカードを購入させて利用券をだまし取る手口も依然として発生していることから、金融機関、及び電子マネー取扱店と連携した電子マネー購入者用啓発封筒の活動などによる被害防止化対策を推進してまいります。

(3) の闇バイト対策の実施についてです。県民を犯罪に加担させないため、サイバー

パトロール等を通じて把握した、闇バイトと称し犯罪実行者募集と認められる情報の削除要請を実施するとともに、学校と連携し、情報モラル教室によるインターネットの安全で適切な利用方法のほか、安易に闇バイトへの応募等をするのがないよう、啓発を推進してまいります。

(4)の広域的な取締りの強化についてですが、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺は広域的な犯罪であり、全国警察がいかにスムーズに連携し、迅速かつ効果的な捜査を実施できるかが課題となっておりました。本年4月からは、その課題を解消するため、全国全ての都道府県警察に広域的な捜査連携体制、特殊詐欺連合捜査班、通称T A I T (タイト)を構築し、被害の発生場所や被疑者の所在にとらわれることなく、全国警察が一体となって、被疑者の検挙や犯行拠点の摘発に向けた取締りを強化しております。

以上で、特殊詐欺等対策についての説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎上田副委員長 私、前にフェイスブックの自分のページをそのままコピーされて成り済まされまして、そこには高級時計が並んでいて、何か私が、いいですよと言っているみたいな感じで。ZOZOの前澤さんとか芸能人が被害に遭ったけれども、あれと全く同じケースで、これを県警にもフェイスブックにも何度も削除要請したんですけども、多分二月ぐらいずっとそのままの状態です。それで、フェイスブックに上げるのがもう怖くなって、今ほとんど上げてないんですけど、県警が速やかな対応ができなかったんです。サイバー犯罪対策課もありますけれども、この問題はいまだにそういう、実害がないから動けないとかといった理由で対応としては何もできない状態なんですか。

◎肥本生活安全部長 御指摘のとおり、フェイスブックの削除依頼は、要請をしてもなかなか厳しい状態があります。ただ、県警も諦めているわけではなくて、それに向けて積極的に協力依頼もしておりますし、サイバーパトロール的なものでもいろいろありましたら情報発信するなどしてやっていますけれども、指摘のとおり削除依頼というのが、闇バイトにしる何にしる、今のところすんなりいっていないと。テレビで有名芸能人の方も削除がなかなかできないと言われたとおり、実際できてないのが現状ですけれども、諦めずに積極的に働きかけていきたいと考えております。

◎上田副委員長 SNSのなりすまし行為というのは、名誉毀損とかプライバシー侵害とかといった民事の問題になるのかもしれませんが、具体的な詐欺などの事案がない限り介入が困難ということですけど、犯罪の温床にもなるかと思えます。何らかの法整備を急がないと、もう明らかになりすましというのが分かる事案なのに何もできないのは、日本の法律がちょっとどうなのかなって、本当にすごくいたたまれない気持ちでした。法整備とか何かそういう方向に国が動いているとかないですか。

◎肥本生活安全部長 具体的なところまでは把握しきれていないところもあるんですけど

ども、少なからず幾つもの方面からそういう問題点を指摘されていますので、今後そちらに向けて動いていくんだろうとは考えております。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

《教育委員会》

◎三石委員長 次に、教育委員会について行います。

まず、教育長の総括説明を求めます。

なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎長岡教育長 調査事項の説明に先立ちまして、教職員の不祥事について2件御報告をさせていただきます。1件目は、県立高等学校教諭が18歳未満の女性に淫らな行為を行ったものです。当該教諭に対しましては、7月10日付けで免職の懲戒処分を行いました。2件目は、同じく県立高等学校教諭が生徒への不適切な行為を行ったものです。当該教諭に対しましては、同じく7月10日付けで、12か月間、給料の月額10分の1を減給とする懲戒処分を行いました。

児童生徒に社会性や規範意識を育むべき教員がこのような行為に及んだことの責任は極めて大きく、教育公務員に対する社会的信用を著しく失墜させ、県民の皆様の信頼を大きく裏切ることになりましたことを深くおわび申し上げます。

誠に申し訳ございません。

現在、各学校におきましては、不祥事防止委員会を新たに設置するなど、また、そこが中心となって、不祥事を生じさせない職場風土づくりに向けた取組を進めております。その上で、県教育委員会としまして、学校訪問等を通して各学校の取組状況を確認し、不祥事の防止に向けた取組の情報共有と好事例の横展開を行っているところであります。さらに、県立学校長会議におきまして不祥事防止に関する研修を行うなど、一連の取組を着実に実行していくことで、不祥事を防止し、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきます。

それでは、議題の説明をさせていただきます。

まず、総務委員会の皆様におかれましては、4月24日から5月28日までの間、県教育委員会が所管します県立学校及び出先機関並びに市町村教育委員会等が所管しております小中学校等の状況につきまして調査いただきましたことを厚く御礼申し上げます。今回、現地におきまして、各学校や出先機関のそれぞれの課題に対する取組とともに、卒業生の進路状況など教育全般にわたる様々な質疑を行い、学校現場の実情を詳しく調査いただきました。また、取りまとめ項目となっております高等学校の老朽化対策や生徒数確保に向けた取組、そして、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置などに関し

まして、貴重な御意見をいただいております。これらの項目につきまして、後ほど担当課長から教育委員会の考え方などについて御説明させていただきます。

教育委員会では、今回委員の皆様からいただきました御意見を踏まえまして、今後とも子供たちの持つ可能性を最大限に伸ばすことができる教育の実現に向けまして全力で取り組んでまいります。委員の皆様方には、今後とも一層の御指導をよろしくお願い申し上げます。

最後に、報告事項でございますが、冒頭に御報告しました教職員の不祥事のほかに1件ございます。令和6年度全国学力・学習状況調査の結果について、本年度4月に実施されました全国学力・学習状況調査の結果が7月29日に公表されましたことから、その内容につきまして、小中学校課長から御説明させていただきます。

私からは以上でございます。

＜学校安全対策課＞

◎三石委員長 続いて、高等学校の老朽化等対策について、学校安全対策課の説明を求めます。

◎高橋学校安全対策課長 学校安全対策課の資料を御覧ください。

県立学校の施設は、7割以上が築30年以上経過しており、老朽化が進んでいる状況でございます。毎年度全ての県立学校に施設整備の要望調査を行っておりますが、各校から多くの改修等の要望が寄せられているところです。

これまでの取組としましては、国の「目標使用年数を80年に設定し、20年ごとに大規模改修や長寿命化改修を実施し、施設の機能を維持、向上させる」との方針を受けて、県立学校施設長寿命化計画を平成29年に策定いたしました。この計画では、築40年以上の89棟の施設について、順次長寿命化のための改修を実施することとしており、基本設計や地質調査、実施設計などを行っております。

昨年度からは、高知追手前高校と高知小津高校の2棟で工事に着手したところです。令和6年度、7年度の着工予定と今年度の予算額については記載のとおりでございます。また、老朽化が激しいなどといった緊急度の高い改修につきましては、長寿命化改修とは別に、学校要望も踏まえて、優先順位をつけながら、既存施設再生整備費で改修を実施しております。令和6年度の改修予定は記載のとおり、計14件、延べ14校で実施します。

課題としましては、長寿命化計画では年間10棟程度の改修を目標としているところ、年平均約36億1,000万円の予算を要することもあり、計画どおり進んでいないことや、計画の策定以降、新たに84棟が長寿命化改修の対象となるなど、時間の経過とともに学校の老朽化が進行していることなどがございます。

今後は、将来の学校の在り方の検討状況も踏まえつつ、長寿命化計画等に基づいて、起債などを活用しながら予算をしっかりと確保し、学校などと連携した上で、優先順位をつ

けて、着実に施設の老朽化対策を進めてまいります。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

<高等学校振興課>

◎三石委員長 次に、高等学校の生徒数確保に向けた取組について、高等学校振興課の説明を求めます。

◎野田高等学校振興課長 当課から、高等学校の生徒数確保に向けた取組について御説明いたします。

まず、1の現状です。(1)の県立高校で共通した取組につきましては、まず、各中学校を会場にした学校説明会を実施しますとともに、各高校でも、夏から秋にかけて体験入学等を開催し、学校の紹介を行っているところです。また、各高校で独自の学校案内パンフレットを制作しまして、説明会等で配布し、また、学校ホームページでは、学校の様子や取組などを紹介しております。県教育委員会では、中学生、保護者が閲覧しやすいように、各学校の特色等の学校情報を掲載しましたハイスクールガイドを作成し、ホームページで紹介しております。

(2)の学校個別の取組では、地域関係者と学校による学校運営協議会を開催し、学校の取組説明、よりよい学校運営に向けた意見交換を実施しております。現在、県立高校33校中30校に学校運営協議会が設置されているところです。また、県立高校のうち12校は全国から生徒募集を行っており、このうち6校については、一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォームが提供します地域みらい留学に参加しております。6月に東京で開催されました合同説明会では本県高校ブースに89組185名、7月の大阪会場では24組48名が来場されております。

次に、2の課題を御覧ください。PR面では、各高校それぞれ特色についての情報発信を行っておりますものの、中学生やその保護者に十分に理解されるまでには至っていない状況にあると考えております。また、中山間地域の高校では、地域とも連携しまして地域資源を生かした魅力の取組を進めておりますが、それら学校の取組を学校間では共有する場がなく、取組の見直しや強化につなげる機会がないことも課題と考えております。

地域面では、生徒数の確保に向けて、各高校の特色化、魅力化を推進するための地域との連携協働がまだまだ十分とは言えないことが課題です。

生徒募集では、現行の入試制度につきましては、全ての検査を3月に実施しており、私立学校や他県の入試が既に実施された後に公立高校の入試を実施している状況となっております。地域みらい留学では参加校が拡大しており、他県との競合や参加費の増額などの課題がございます。また、県外から生徒募集にするに当たり、寄宿舎の定員数や寄宿舎とな

る施設がない学校など、生徒の居住施設の確保についての課題がございます。

3の課題への対応です。PRでは、まず、各高校で魅力化をさらに推進するとともに、中学生やその保護者の多くが利用するユーチューブやインスタグラム等のSNSを積極的に活用し、学校の魅力ある取組や県教育委員会の取組の情報発信を強化してまいります。例えば、県教育委員会のユーチューブチャンネルである「とさまなチャンネル」で、地域みらい留学参加校の居住施設の様子を投稿し、安心して本県の県立高校へ入学してもらえらるような情報発信に取り組めます。

また、本年度から、各高校が行っている魅力ある取組の情報共有や意見交換の場として、中山間地域等の高校を中心に対象とした先進事例の共有研修会を8月に開催いたします。その会では、各校の取組の共有とともに、先進モデル地域であります嶺北地域の一般社団法人れいほく未来創造協議会を講師に迎え、実践内容も学ぶことで、各高校の魅力化を後押ししていきたいと考えております。

さらに、中山間地域の高校では、中学1・2年生に向けた学校説明会を開催するなど地元中学生の関心を高めまして、地元中学校からの進学率向上の取組の強化を図り、地域の小学校との連携を充実させ、児童及びその保護者等へ高等学校の教育や活動内容の理解促進に努めてまいります。加えて、本年度の遠隔授業では、14校延べ190回の授業を配信しておりますので、小規模校の学びの機会を保障する遠隔教育についても積極的にPRしてまいります。

地域では、生徒数確保に向け、学校及び地元市町村との協働で、海外留学への支援やDX推進など各高校の特色化、魅力化を図ってまいります。全国からの生徒募集に取り組む学校を増やすことや、人口減少対策総合交付金などを活用した生徒の居住施設の確保などにつきまして、学校及び地元市町村との協議を進めてまいりたいと考えております。

生徒募集では、本年度に地域みらい留学に参画した6校合同で、県独自の学校説明会を一昨日大阪で開催いたしました。10組23名の来場があり、各校の特徴や取組を時間を取って説明することができております。次年度は、地域みらい留学参画校以外の学校も含めまして、首都圏で合同説明会が実施できるように取組をしたいと考えております。この全国生徒募集に関しましては、県外向けのホームページも作成して、各高校の魅力を県外の中学生や保護者に分かりやすく周知しますことで、入学を希望する県外中学生の増加につなげてまいります。

また、さらなる生徒数の確保に向けまして、第三者による県立高等学校の在り方検討委員会の報告も踏まえまして、入試制度の見直しも図ってまいります。

これらの取組で高等学校の生徒数の確保に努めてまいります。

説明は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎大石委員 出先調査で海洋高校にお邪魔をしたときに、基本的に地域みらい留学は市町村との連携がこれまでは必須になっていることもあって、高知農業高校とか海洋高校、幡多農業高校などの専門課程の高校ではできないということでした。今後、それも県が独自に対応してやるようにしたいというような話もあったんですけども、この辺りの状況は、今後の見通しはいかがでしょうか。

◎野田高等学校振興課長 地域みらい留学参画校以外の情報発信につきましては、先ほど少し御説明させていただきました、一昨日に行いました大阪会場で「こうち留学」と銘打って、こうち留学フェアを開催いたしました。そこには、地域みらい留学参画校の6校以外で全国生徒募集をしております高知海洋高校を含む残りの6校について、県教育委員会のブースで、海洋高校、農業高校、幡多農業高校などの学びがあることを御説明いたしました。そのブースにも何組かの御来場がありましたので、こういった個別の取組を充実させることで、地域みらい留学の参画校以外の学校の紹介も積極的にPRをしていきたいと思っております。

◎大石委員 ちょっと聞き方が悪かったんですけど、海洋高校で議論したときは、地域みらい留学に参画するのに市町村抛出の負担金があると。だから専科の高校は参加できなかったけれども、それを県が負担することによって、そういう専門課程のある高校も地域みらい留学に行く行くは参加したいという議論があったんですけど、それについての見直しをお伺いしております。

◎野田高等学校振興課長 地域みらい留学参画校には、現在88万円の費用がかかります。それが来年度になると、プラス44万円ぐらいの値上がりが見込まれるとお聞きします。そういう意味では、かなり費用が上がるということは、現在地域みらい留学に参画している学校・地域にとっても課題と考えています。さらに、これから新しく、高知海洋高校も含めまして参画するとなると、そういった費用負担というものが出てまいります。県としてはできるだけ地域みらい留学にも参画したいと考えておりますが、財政上の問題もございますので、そこについてはしっかり協議を図っていくことが必要ではないかと思っております。また、地元市町村ともしっかりと、粘り強く、連携ができないかということも含めて話し合っていきたいと思っております。

◎大石委員 ごめんなさい、もう1回確認ですけど、海洋とか農業はいわゆる地元市町村というひもづけがない学校だと思うんです。そういうところが地域みらい留学に参加した場合のネックがお金の問題だということで、それを県が直轄といいますか、独自に抛出することで地域みらい留学に参加する向きもあるんじゃないかという議論がありましたけれども、そこについてどうですかという質問をさせてもらっています。

◎野田高等学校振興課長 申し訳ございません。地元市町村というくくりは確かに少のうございますけれども、やはり海洋高校に来てくれる子供たちにとっては、土佐市に生活の

居住区を置くということで設置の市町村のメリットというところもございます。そういう意味では、やっぱり地域の見守りというところの支援も必要ですので、その部分を合わせて協議をやっていかなければいけないとは思っています。

◎大石委員 今のお話を伺うと、市町村次第という考え方じゃないかなと受け止めざるを得ないんですけれども。もちろん住宅のことなどがありますから、市町村との連携が必要ですけど、この地域みらい留学は県立高校のことですから、やはり県が前に立って、県立高校の定数、生徒たちをしっかりと確保していくという意味で、県がもっと主体的にやっていくべきじゃないかと思うんですけど、それはいかがですか。

◎野田高等学校振興課長 全国募集については、県教育委員会を挙げて取り組んでいる事例でございます。そういう意味で、高等学校が参画しやすいような形で検討していく必要があると考えております。

◎小笠原教育次長（総括） 少々補足をさせていただきます。先ほど大石委員からありました、海洋高校等は県立学校ですので県が主体的にという御指摘はごもっともだと思います。一方で、この地域みらい留学というスキームは、先ほど課長からも説明しましたように非常に全国的な競争も激しく、また負担金の値上がり等もあるというところです。我々としては、引き続き来年度に向けて検討・協議をしてみたいと思いますけれども、この地域みらい留学というスキームに限らず、こうち留学という形やそれ以外の形も含めて、全国に生徒募集を行っていく取組は、いずれにしても強化してみたいと思いますが、地域みらい留学に載せるかどうかは引き続き総務部等も含めて検討を重ねてみたいと思います。

◎大石委員 ぜひお願いしたいと思います。確かに負担金も高いけれど、高いといってもそのほかの予算全体のことを考えたらそんなに目くじら立てるほどの額かなという気がしますし、独自にやると言っても、確かにユーチューブとか県教委も頑張られていますけど、登録者数600人に満たないぐらいのSNSでどれほどの訴求力があるのかも非常に疑問があります。頑張られているので、もちろんいいんですけれども、そこが全国の生徒たちの心をつかむような座組にできるかどうかという、そんなに悠長にその成長を待つようなことでいいのかなという気もします。いいか悪いかは分かりませんが、地域みらい留学という仕組み自体がもう既に確立していて、あれ以上に訴求力のあるコンテンツは多分今はないと思いますので、ぜひ、早急に取り組んで、強化してもらえたらと思います。

これを決めたところで、寮の問題とか生活の問題とか、地域と協議しないといけないことがたくさんありますから、方向性をまず打ち出してあげないと、本当にそういうふうなまごまごしている間に生徒がいなくなって、学校自体が存続できないということにならないうちに、危機感を持って進めていただきたいと思いますので要請しておきます。

◎細木委員 課題への対応ということで幾つか出されていますけど、8月に中山間地域の

高等学校を対象とした先進事例共有研修会を開催するというのは、今回初めて開催するのでしょうか。どんな中身でやるのか、教えていただけたらと思います。

◎野田高等学校振興課長 この取組は今回初めて開催させていただくものでございます。中山間地域の高等学校はそれぞれの地域と取組をしておりますけれども、そのみで、各高校の情報共有の機会を持っておりませんでした。そういう意味で今回8月に行いますのは、各高校が取り組んでいる魅力化の取組、また、市町村からどのような支援が行われているのかも含めまして、情報共有の場を持たせていただきたいと思います。また、嶺北地域では、アクションプランを地域と一緒に学校がつくっております。5年後の姿をどのように描くのかといった地域と一緒になつてつくられたアクションプランの実例なども御紹介をさせていただくことで、各高等学校が取り組みやすいようにしていくといった会議を持たせていただく予定でございます。

◎細木委員 期待するものですので、8月の日程とか、どんな内容だったかとかをまた報告していただきたいと思います。あと、この地元選ばれるということで、これも出先機関調査の中で指摘があった、地元の中学校から進学率をどう高めていくかということでは、早速対応していただいたので、本当にそれは評価できるものと思います。ぜひこうした取組がどのような結果になっていったかを、また報告していただけたらと思います。

◎三石委員長 質疑を終わります。

<人権教育・児童生徒課>

◎三石委員長 次に、高等学校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置について、人権教育・児童生徒課の説明を求めます。

◎山中人権教育・児童生徒課長 当課からは、高等学校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置について御説明させていただきます。資料を御覧ください。

まず、高知県全体のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置状況について説明させていただきます。高知県では、平成29年度からスクールカウンセラーを、令和3年度からスクールソーシャルワーカーを全公立学校に配置しまして、相談支援体制を整備しております。今年度につきましても、高知県における子供を取り巻く環境は非常に厳しい状況がありますことから、国庫補助に加えまして県単独予算も確保しながら、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを全公立学校319校に配置して、支援の充実を図っているところです。

一校当たりの配置時間は、スクールカウンセラーは週4.9時間、スクールソーシャルワーカーは週3.9時間であり、国の想定時間よりも手厚く配置させていただいています。配置につきましても、学校規模や生徒指導上の諸課題の状況、スクールカウンセラー等の活用状況等を踏まえ、限られた財源の中で、より効果的に支援が行えるよう工夫しております。また、緊急を要する事案や事故等が発生した場合には、多くの児童生徒に対する支援が必

要となるため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを一定期間派遣することができる体制を整備しております。

次に、県立学校への配置について御説明します。県立学校につきましては、令和6年度からスクールカウンセラーの巡回型配置を導入しました。より専門性の高いスクールカウンセラー3名が県立学校6校を定期的に巡回し、生徒への面接や学校配置のスクールカウンセラーへの助言等を行うなど、支援体制の一層の充実を図っているところです。スクールソーシャルワーカーにつきましても、児童虐待などの緊急に支援を行う必要が生じた場合、専門性の高いスクールソーシャルワーカーが家庭への支援や関係機関とのつなぎに迅速に対応できる仕組みを今年度導入しております。

一方、課題としましては、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの育成と専門性が高い人材確保が挙げられます。

今後も、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充や人材確保のために、学校及び教育委員会の相談支援体制の強化につきまして、国への政策提言を続けて行ってまいります。

以上で説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 国基準よりかなり手厚く配置をされていることが分かったんですが、出先機関調査に行ったときに、なぜ複数の学校で配置の在り方について強い要望が出たのかが、この中ではちょっと見受けられないんですけど、それはどう分析されていますか。

◎山中人権教育・児童生徒課長 配置につきましては、例えば生徒数が50人に満たないところと、500人以上であったりとかという学校規模では活用する場合も違うかと思えます。そういったことと、それから生徒指導上の諸課題、いじめや不登校等の発生に合わせまして、配置についての割合を決めさせていただいています。その部分で、例えば年間で3日間減少したという学校はございます。その点で、昨年度よりも減少したと捉えている学校があるのではないかと考えております。

◎細木委員 3日というのがどれぐらいの感覚になるか、現場がどういう状況かが分からないので、それがすごく減ったように考えられているのかは分からないんですけど、子供が減っているにもかかわらず、課題の多い子供が増えているのは現状だと思うし、学校の先生の負担も大変だと思うんです。この巡回型の活用も含めて、しっかり現場の要求に応えられるような対応にしていきたいと思えます。

予算の関係で減らしたんじゃないかという考え方もあるんですね。会計年度任用職員の勤勉手当とか一時金とかが増えたけれども、その上限を予算のサイドから抑えたことによって配置を減らしたんじゃないかと考えられているところもあるんです。そういうことはないのでしょうか。

◎**山中人権教育・児童生徒課長** 会計年度任用職員に今年度から期末勤勉手当が支給されることになったのは事実でございます。国への要望額で、補助金につきましては、昨年度より若干増加しました。若干増加した分ではなかなか期末勤勉手当まで全てがカバーできるわけではありませんけれども、高知県でスクールカウンセラーをする場合は、高知県で住んで生活できる収入は確保できるように考えた配置、時間数にしております。ただ、別の仕事をされている方もいますので、1日もしくは2日しかできないというような方もいて、非常に配置について苦労している実態はございます。ただ財源がないから減っているということではなくて、しっかり検討しながら、必要などころに必要な分を配置するという考え方でやらせていただいています。

◎**細木委員** 課題の多い子供が増えているというのもあるし、この間も新聞報道であったように県内は全国に比べても子供の自殺が多いとか、本当に何とかしないといけないという思いにもなるんです。学校現場の中でも、そういう芽を早めに摘んで対応できるように、カウンセラーなどの活用についてもしっかり対応していただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

◎**上田副委員長** スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラー、非常に大事なことだと思うんですけども、いじめについてフランスではもう犯罪として認めていますよね。被害者の方が自殺ないし自殺未遂をした場合は、最大10年の禁錮もしくは最大1,200万円の罰金という。これぐらいしないと、なかなかこのいじめの問題はなくならないと思いますけれども、その点に関してはどうですか。

◎**山中人権教育・児童生徒課長** いじめについては、やはり生じさせない取組が大事で、それについてもスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは面談を事前に行って、早く見つける、早く対応するということをしております。そして、残念ながらいじめが起こった後も、被害者の方への支援をさせていただいております。厳しくということですが、いじめの加害者、被害者とされていますが、その被害者がやはり第一に守られなくてはならない、それから学習の権利も当然守られなくてはならない。そして加害者もしっかり指導されなくてはならないということで、必要があれば警察とも連携しながら、警察の少年サポートセンターの職員と面談を重ねながら、しっかり指導をしているところは学校の中にはございます。いじめについては、いじめ防止基本方針で、いじめは犯罪であるとはっきりとありますので、子供たちにもしっかり分からせる指導は今後も続けていきたいと思っております。

◎**上田副委員長** 昨日の監査の際にもご紹介させてもらった大阪の寝屋川市の対策ですね。教育委員会に任せてもこの問題はもう解決ならないということで、知事部局で直接課をつくって、小中高全部の学校にいじめ通報促進チラシを配って、生徒からこういうことがあっていますとかを全部集めて、すぐ対応するという。これはすごいと思ったんです。

高知県は重大事態の発生が3年連続全国トップですよね。これはもう本当に何か原因があると思うんですけども、その辺はいかがですか。3年連続トップというのは何が原因だと思いますか。

◎**山中人権教育・児童生徒課長** いじめの認知を広くして早く見つけるところでは、認知件数を高めるようにということは進めております。委員がおっしゃったように、重大事態が多いということは、やっぱりあってはならないことですので、重大事態に至る前の段階で早く対応することを現在進めておるところです。そして、今トップということですが、法にのっとり、しっかり重大事態として計上し、早く見つけて調査を行う部分では一定の評価をされているところですが、その重大事態が多く発生していることは事実です。ただ、報道されるような重い事案については、現状では起こっていません。ただ、重大事態で苦しんでいる方は全国と比べて多いということですので、これからはしっかり、早く見つけて、早く対応するところを徹底していきたいと思っております。

すみません。先ほど会計年度任用職員のこと、令和6年度から期末勤勉手当が増加したと説明させていただきましたが、今年度は勤勉手当のみが増加しましたので訂正させていただきます。

◎**三石委員長** 質疑を終わります。

＜幼保支援課＞

◎**三石委員長** 次に、安芸市から要望のあった少子化対策の充実について、幼保支援課の説明を求めます。

◎**津野幼保支援課長** 安芸市から少子化対策の充実についてとして2件要望がっておりますので、当課より措置状況等について御説明させていただきます。幼保支援課の資料を御覧ください。

まず、1ページ目の項目欄の括弧書きを御覧ください。要望事項の1つ目は、多くの自治体において独自に保育料等の軽減措置が講じられている現状を踏まえ、保育料等の無償化の拡充に関し、国に要望することです。右の欄が措置状況です。令和元年にスタートした幼児教育・保育の無償化におきましては、3歳児から5歳児までの保育料は無償の一方、ゼロ歳児から2歳児までは、低所得世帯や複数のお子さんが同時に保育所等に入所している多子世帯など、一定の要件を満たす場合に減免措置が設けられておりますが、完全な無償とはなっておりません。この無償化の対象となっていない部分の、ゼロ歳児から2歳児までの保育料や、実費徴収とされております副食費については、小さい文字で記載しておりますが、県内でも多くの市町村において独自に減免措置が講じられている状況です。県教育委員会では、こうした市町村の取組を支援し、多子世帯の負担軽減を図るため、国の無償化の対象とならない部分、具体的には第一子が保育所に通っておらず、かつ年収360万円以上の世帯の第三子以降の3歳未満児の保育料を無償化・軽減する市町村に対し、県単

独でも財政支援を行っております。県教育委員会としましては、引き続きこうした県単独での財政支援に取り組むとともに、要望にありましたとおり、全国知事会などと連携しながら、国に対し、幼児教育・保育の無償化の対象範囲の拡大について提言を行ってまいります。

続きまして、2ページ目を御覧ください。項目欄の括弧書き、要望の2つ目でございます。年度途中に発生するゼロ歳児の待機児童解消に必要な保育士をあらかじめ確保するため、必要な経費に対する補助制度、実情に応じた補助基準単価、月数等の創設を国へ要望することです。右端の欄が措置状況です。本県の待機児童数は、本年4月1日現在で5人と近年減少傾向です。一方、育児休業からの復帰などにより、年度途中からの入所を希望する保護者も多くいらっしゃいます。その際、保育士の確保ができないなどの理由から速やかな受入れに至らず、結果、年度途中に一定数の待機児童が発生していると承知しております。県教育委員会では、こうした年度途中からの受入れに備えまして、あらかじめ年度当初から保育士を加配する市町村に対して、県単独で財政支援を行っております。加えまして、県では本年度、人口減少対策総合交付金を創設して、出生数の増加や共働き・共育ての推進に向けた市町村の取組への支援を強化しております。今後も引き続きこうした財政支援に取り組むとともに、全国知事会とも連携しながら、待機児童解消に向けた施策の充実について国に提言を行ってまいります。

説明は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

<学校安全対策課>

◎三石委員長 次に、安芸市から要望のあった高知県立安芸中学校・高等学校跡地の利活用について、学校安全対策課の説明を求めます。

◎高橋学校安全対策課長 学校安全対策課の資料を御覧ください。

安芸市からの要望内容は、高知県立安芸中学校・高等学校跡地について、人の流れをつくり、周辺地域にもぎわいを創出する施設活用となるよう早急に検討いただくこととなっております。安芸中学校・高等学校は、南海トラフ地震による津波浸水区域に立地し、清和校舎自体が海岸に面しているため、被災後の早期の学校再開が困難となることが想定されることなどから、令和5年4月に東部地域の拠点校として桜ヶ丘高等学校と統合され、令和6年3月末に移転が完了しております。教育委員会では、令和6年3月に、安芸高等学校移転後の活用における基本的な考え方を取りまとめました。今年度は、そのスケジュールに沿って、現在全庁に利用希望調査を行っているところです。この調査を取りまとめた後、利活用方法や対応案を知事部局と協議を行うに当たっては、安芸市の御意見もお伺

いしていきたいと考えております。

説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 どのような利用ができるかは、もう完全にフリーで考えてよろしいんですか。何か縛りとか条件とかはないんですか。

◎高橋学校安全対策課長 津波浸水想定区域でイエローゾーンにはなっておりますが、そこに縛りはありません。例えば、校舎自体が緊急避難ビルにもなっていますので、そういったところとかは安芸市とも発災時の活用とかも相談しながらはなろうかと思いますが、そこに一律何かの条件、規制があるというものではございません。

◎三石委員長 質疑を終わります。

《報告事項》

◎三石委員長 続きまして、教育委員会から2件の報告を行いたい旨の申出がありますので、これを受けることといたします。

初めに、令和6年度全国学力・学習状況調査の結果について、小中学校課長の説明を求めます。

◎蛭子小中学校課長 総務委員会資料報告事項の小中学校課の1ページを御覧ください。本年4月18日に実施しました全国学力・学習状況調査結果について報告いたします。今回の調査は、悉皆調査としては14回目、抽出調査を合わせると16回目となります。

令和6年度全国学力・学習状況調査結果の概要の資料、2ページを御覧ください。

(1)は、本調査の目的を示しております。本調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることなどを目的に実施されております。(4)には、本年度の調査に参加した学校数と、これに回答した児童生徒数を示しております。なお、4月17日に発生した豊後水道を震源とする地震の影響により、宿毛市立の小中学校は、本調査を後日実施しましたので、今回の県全体の学力に関する集計結果には含まれておりません。参加学校数は、小中学校が合わせて262校、義務教育学校が4校、特別支援学校が3校の計269校となっております。

3ページを御覧ください。ここでは、平成19年度からの小学校、中学校それぞれの教科について、本県の結果と全国平均との差の経年変化を折れ線グラフで表しており、0.0の値の太線は全国平均を示しております。国語、算数、数学につきましては、平成30年度までは知識を問うA問題と活用を問うB問題に分かれていましたが、平成31年度からはA問題とB問題を一体的に問う調査となりましたので、点線を入れて区別して示しております。上段の小学校を見ますと、国語は本年度も全国平均を超えておりますが、算数は0.1ポイント下回る結果となりました。国語、算数とも本年度は全国平均と同程度の結果であると言

えますが、国語、算数ともに下げる結果となりました。下段を御覧ください。中学校におきましては、本年度の国語の結果は全国との差がマイナス2.1ポイント、数学はマイナス2.6ポイントとなっております。国語、数学ともに昨年度と同程度で、全国平均を下回る結果となりました。

次の4ページ、5ページには、小学校、中学校の経年変化を表にしております。ここでは、文部科学省から提供された整数値の正答率を、高知県が独自に小数第1位まで表示しております。これは、教育委員会の施策や学校の取組の検証をするに当たり、改善状況を把握するためには詳細な比較が必要との考えから行っているものです。先ほど申しましたが、平成31年度よりA問題、B問題が一体化されることにより、直接比較することは難しくなりましたが、この資料から数値による改善状況を把握することはできると考えております。

4ページ、5ページの最上段に、本年度の小学校国語・算数、中学校国語・数学の結果を表しており、県の平均正答率は、小学校国語が68.5%、算数が63.3%、中学校国語が56%、数学が49.9%となっております。小学校については、前年度の結果から最も下降した算数について分析したところ、式の意味を考えることや獲得した知識を活用して問題解決を図ることに課題が見られます。今後詳細な分析を行い、8月27日に実施する校長対象の結果等説明会において、指導改善の方向性について発信していきたいと考えております。中学校について、国語は文章を要約することに、また、数学は証明することに、引き続き課題が残っております。なお、高知市についても、8月30日に予定しております県市連携会議において高知市から報告があるものと考えており、その内容につきましては高知市としっかりと協議を行い、精査してまいります。

最後に、質問調査の結果の概要について説明いたします。26ページから29ページには、第3期高知県教育大綱、第4期高知県教育振興基本計画の基本目標の2と3の測定指標に関する項目の結果を掲載しております。28ページの、将来の夢や目標を持っていると肯定的に回答した児童生徒の割合も前年度より増加しております。また、29ページの下段に示しております、地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うと肯定的に回答した割合が、小・中学校ともに前年度より増加しております。これらは、道徳教育やキャリア教育などに地域ぐるみで取り組んだ成果であると捉えております。

続きまして、33ページを御覧ください。学習習慣に関する結果です。上段の、学校の授業時間以外にふだん1日当たりどれくらい勉強しますかの質問に対し、全くしないと回答した小学生が6.2%、中学生が9.0%となっております。また、下段の休日の勉強時間についての結果を見ましても、平日と同じように、経年で比較すると、中学校において、全く勉強をしないと回答した生徒の割合が増えております。

続いて、34ページを御覧ください。1日当たりどれくらいの時間、テレビゲームやSNS利用、動画視聴をしているかを尋ねた結果です。4時間以上と回答した児童生徒の割合

が、前回調査した令和4年度より増えております。

35ページ、36ページを御覧ください。ICTを活用した学習状況の結果を示しております。1人1台端末などを使って、授業中に調べたり、児童生徒同士がやり取りをしたり、自分の理解度等に合わせて課題に取り組んだりする場面での活用が、全国よりも大幅に増えている状況となっており、日常使いが進んできていることがうかがえます。

県教育委員会としましては、より詳細に分析を行い、これまでの成果、これまでの取組を検証した上で、具体的な改善策や効果的な方策を、市町村教育委員会と一緒に講じていきたいと考えております。さらに、個別最適な学びと協働的な学びを着実に推進することで、高知県の児童生徒の学力の定着と向上に努めてまいります。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎岡田（芳）委員 ICTの活用と、この点数の結果の因果関係は、どういうふうにあると考えておられるのか。

◎蛭子小中学校課長 これにつきましては、国でもどれだけの因果関係があるかはまだ明らかになっておりません。県としましても、相関がどのぐらいあるのか、あるいは、より効果的な活用方法はないのか、学力向上につながる方策を考えてまいりたいと考えているところでございます。

◎岡田（芳）委員 検証途上ということだと思いますけど、分かりました。この数字だけ見た場合に、余りかみ合っていないという印象を受けましたので、こういう質問をさせていただいたんですけど、検証されているということなので。

◎三石委員長 質疑を終わります。

次に、教職員の不祥事について、高等学校課の説明を求めます。

◎並村高等学校課長 総務委員会資料報告事項の高等学校課の資料を御覧ください。

まず、概要としましては、18歳未満の女性に淫らな行為を行った県立高等学校教諭及び生徒への不適切な行為を行った県立高等学校教諭に対する懲戒処分を、令和6年7月10日に開催しました臨時教育委員会で決定したものでございます。

次に、懲戒処分を受けた職員及び処分の内容について説明いたします。1件目の職員は、県立中芸高等学校の教諭、54歳でございます。処分の内容は、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づき免職としたものです。2件目の職員は、高知市内の県立高等学校の50代の教諭でございます。処分の内容は、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づき12月間、給料の月額10分の1を減給としたものでございます。

次に、事案の概要について説明いたします。1件目の県立中芸高等学校教諭につきましては、令和6年5月12日午後、県内の10代女性が18歳に満たないことを知りながら淫らな行為をしたとして、同年5月14日午前、高知県青少年保護育成条例違反の容疑で逮捕され

ました。その後、同年6月3日、高知簡易裁判所より児童福祉法違反で罰金50万円の略式命令を受けております。2件目の高知市内の県立高等学校教諭につきましては、令和5年9月28日の授業中、右足の膝にサポーターをつけていた生徒に対し、膝の痛みを和らげようと教室の後方に移動し、当該女子生徒を椅子に座らせ、対面にて膝周辺を押しなどして痛みの確認を行いました。その後、当該生徒に椅子または机で上体を保持させた上、左足立位で右足の膝を下にして机に右足を乗せるよう指示し、当該生徒の右足の膝裏のつぼを右手親指で六、七秒をかけて押し、ゆっくりと指を離す動作を五、六回、時間にして約1分ほど行ったものです。同日、当該生徒が他の教員に相談し、教諭の不適切な行為が発覚したものです。

以上が事案の概要でございます。

教職員による不祥事の根絶に向けて、勤務時間内外を問わず、全ての教職員が教育公務員としての職責を自覚し、高い倫理感や使命感を確立するための取組をより一層進めるとともに、引き続き学校の組織力向上や、風通しのよい職場づくりに努め、子供たちのために一丸となって職務に精励することで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

説明は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 本当に残念だというか、許されない行為だと思うんです。生徒の不信とか、生徒のメンタルのケアについては、やられていると思いますけど、思春期でこういうことが学校内であった、先生がこういうことをしたということは、ものすごく心の傷になると思うので、ぜひ対応していただきたいと思います。

聞きたいのは、日本版DBSができたじゃないですか。この場合、中芸高校の先生については、教職員免許を持ちながら免職されたという場合は、ほかの県に行っても学校の先生ができるようになるんですか。DBSの概要を教えていただけたらと思います。

◎並村高等学校課長 免許についても取り上げておりますので、他県でも教員ができるということにはなりません。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

それでは執行部は退席願います。

(執行部退席)

◎三石委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

(14時36分閉会)